

事 務 連 絡
平成20年 5 月 23日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

中国産食品のサイクラミン酸に係る検査命令対象製造者の一部解除について

標記については、「食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について」（平成20年3月31日付け事務連絡）の別添1の1の別表3によりお知らせしたところですが、今般、違反原因を究明し、当該原因に基づく再発防止対策が講じられた下記の製造業者については通常の監視体制に戻し、同別表を別紙のとおり改正することとしましたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願ひします。

記

検査命令対象から除外する製造業者（中国）

- 1 MONTRESOR FOOD (ZHANGJIAGANG) CO., LTD.
- 2 WEIHAI NIPPON SHOKUHIN CO., LTD.